

38 府立大阪医科大学は大阪帝国大学

医学部へ

歯科学弓倉繁家教授・薬化学世良

好太教授

中室嘉祐

昭和五年、大阪府知事柴田善三郎は大阪の地に帝国大学創設の上申書を政府に提出し、昭和六年五月一日、府立大阪医科大学（学長楠本長三郎）を医学部とし、新たに理学部を創設し医・理二学部よりなる大阪帝国大学（総長長岡半太郎）が創設された。府立大阪医科大学のほとんどの教授は大阪帝大教授へ発令されたが、文部省は歯科学弓倉繁家教授・薬化学薬局長世良好太教授は東京帝大医学部には該当する講座名がないと、弓倉教授は講師に、世良教授は薬局長に発令した。大阪帝国大学は文部省へ歯科学は重要な医学の一分科であると強く講座の開設を要望し、旧帝大医

学部には日本最初の歯科学講座が昭和七年開設、弓倉教授が発令された。

戦後これを基に米国使節団の勧告もあつて昭和二五年医学部泉尾分院の地に医学部歯学科が開設され、昭和二六年医学部より分離し、日本最初の歯学部へと発展し、弓倉教授は初代の歯学部長に選任された。

また昭和九年大阪帝国大学に微生物病研究所が新設され、世良のため特に細菌化学部ができ、初代の細菌化学部主任教授となった。

大阪帝大医学部の母体である府立大阪医科大学の歴史をさかのぼると、幕末日本最初の西洋医学の病院・長崎養生所が開院し、蘭軍医ボンベは日本中から集った医学生に西洋医学のほか薬局にて処方箋調剤をも教え、医学生は日本各地へ帰り、医師が処方箋調剤を行う西洋医学を日本中に広めた。後任のボードウィンも同様であった。

明治となり新政府はボードウィンの残りの任期を引継ぎ、大阪に国立医学校病院を開校したが、明治五年大阪を廃校とした。明治六年二月大阪府立病院が開院し、教師蘭医エメルメンズの指導で「大阪府病院各局規則」が大阪府

より公布、その薬局規則には「総て薬剤の製煉及び配合は一切司業生（薬剤師）自ら行い習熟の召使たりともこれに取扱せ候事堅く厳禁たるべき事」等、薬局長の管理する薬局で薬剤師による病院医薬分業の制度が確立し、日本中の病院で病院医薬分業の始まる基となった。この病院は大阪医科大学となり、明治三六年高等医学校、大正四年府立大阪医科大学へと発展するが、明治三五年佐多愛彦が校長に就任し、「東京帝大医学部卒」の優秀な教官はとて大阪へは派遣されないと、優秀な卒業生を毎年一名宛（明治四〇年よりは二名宛）欧州の大学に二カ年留学させ医学教育の充実と医科大学への昇格に努力した。

明治三五年最優等で卒業し、京都帝大医学教室に学び、独乙ケーニヒスブルグ大学ヤッフエ教授に医化学を学び帰国した世良好太に、佐多校長は「高等医学校病院薬剤科長」の辞令を交付したが、薬剤師でない薬局長として病院薬剤部・大阪府薬剤師会から猛反対運動が起こり、佐多校長は辞令を回収し、「監薬科長」の辞令を交付して、薬剤師国家試験を受験することになった。大阪朝日新聞は「医学博士薬剤師国家試験に落つ」と大きく報道し、次の国試

に合格して改めて「薬剤科長」の辞令が、のち「薬化学教授」の辞令が交付された。世良は日本一多忙な病院薬局の調剤製剤方式・器械の改良、新薬類の開発、ビタミンB・ヒスチジン分解等の生化学研究、微研では細菌による生化学を完成させた。併せて郷土史の研究を行い、瀬良氏は広島島の豪族世良族の子孫と判明し法務手続をへて「世良」と改姓された。

大阪医科大学卒の耳鼻科医員弓倉繁家に対し大正九年佐多学長は東京の歯科医術開業試験附属病院（東京医科歯科大学の前身校）へ派遣し歯科学に専念させ、大正一二年欧州各国歯科学研究に留学させて大阪医科大学に歯科学講座が開設された。弓倉は歯科医専卒の優秀な歯科医師を大学の無給研究員兼無給歯科医員に任命し、午前は診療に午後は歯科口腔医学の研究に専念させ、研究が完成すると医学博士が認定される方法で、弓倉の育てた人材と研究の成果は戦後大阪大学医学部に歯学科を、更に日本最初の歯学部へと発展させた（戦後GHQは無給の制度を禁止し、適当な給与か、適当な授業料にせよと厳命した）。初代歯学部長に選任された弓倉は在任中急逝され、御遺志により、その遺体は完

全骨格標本として阪大歯学部に寄贈され保存されている。

(奈良佐保女学院短期大学)

39 明治期御雇外国人医学教師関係法

について (第二報)

高安伸子

前回の総会において、演者は明治初期における御雇外国人医学教師が、どのような法令により、身分及び生活を規制されていたのかについて報告した。今回の報告は前回、報告できなかった明治十年(一八七七)以降の、御雇外国人医学教師に関する法令を中心として、考察を進めた第二報である。

前回、報告したように御雇外国人に関する明治期最初の法令は、明治元年(一八六八)八月二十二日に行政官から出されたものである。その内容は諸藩において勝手に外国人を雇入れることを禁じ、雇入れの際には外国官に許可を得るように規定するものであった。外国官というのは外務省の前身となる中央官庁で、明治元年閏四月二十一日に設け